二月堂縁起

東大寺大勧進藏版

加藤謙藏書記

千歳文庫
文庫24
A659

文庫24
A659

東京都立中央図書館蔵

東京都立中央図書館蔵

早稲田大学図書館

抑南都東大寺二月堂行法乃事創之天平勝寶三年初年
十月實忠和尚山城國笠置山龍穴より水へ一里バカリを過
るに加藤山内院小あり七十四十九院摩尼寶殿浅く巡礼
す其内光金觀音院中に鎮座まします集て十一面觀音と
称奉る此所に和尚此行法を修して人中に擬し給
原記曰此御伽ひ名記不審尤尚書くに云此所乃一畫に
人間の四百歳に成る鉢を以此乃規則を過の御人数人中
姫使の所にて其事に御ましまし又生身乃觀音を八一日ごと
いうでう人間輪くこと稀成樣に成者と和尚重て申さく

勤行の作法と毒虫の行方を尋て彩を高野山に
入て観音を祈しく勤行きげ仏の形ち彩ハざりんとて
見れば結ぶ所
生身の観音と勤行する事霊感和高板津宝和尚板津宗
猶法師山ふもとに毒虫を祈て海ふかうと熊野を祈て
しを所ふ所仏の器ゝり南をさして行くハ所ふ所ふ
ゝる事百日バかりを経て法ましまの神地法ゝる生身の
十一面観音波羽仏の器ふ所ふ
醍醐寺院ふ安置ゝ奉り別今の二月堂の九ゝの内陣

と偏ゝ
御手煙紙ゝ
鳥羽院ゝ
あゝ人ゝ二月堂ゝ観音ゝ内身ゝ
関陣の秘仏観音ゝ
毎年二月ゝ法始ゝの事ゝ
大同四己酉年ゝ
ゝゝ毎ゝ二七日ゝ
ゝ人ゝ

天人新嘗の儀式をとゝのへ行給ふ 延喜二十六年上七日下七日
入給りて毎年行はせ給ひ 天下泰平國土安穏穀成熟
万人豊樂の祈祷おこなはるゝ事なり 行法の用如左
いまゝりて千年の御願なり 恩
用伽香水涌出の事 寛忠和尚二七日秘法の間六十條加二方
三千七百餘年天竺天竺の僧祇耶陀羅尼の名を
神名帳ふるゝ定らるゝに遠敷の神八岩狭姫ふ名をすゝ
遠敷川を領じ無名を名く新嘗の時遠敷の神を
まのあたりに湧入給ふ香水流出る事

岩根しるひしげば霊石の中より流出て側の樹木
みるゝの樹のあし根より耳泉涌出る遠敷川の水脈と
敷音にまぎれ給ふ俄に河れかゝれ出る遠敷川をば
母音川といふ二月霊山の道に四神の社ありて事代主守
護しの事毎年二月十二日秘法修法遠敷の神の誘引
むひて加持すれば耳泉の深く涌出る俄涌取て仏前に
盛る香水と振る香水とて天竺霊山の中に寛忠和尚渡て
問ふ納れ給ふ今にいまゝりて尊き事なり
香水を流人に導くに霊験ある事云波羅夜尼陀羅門尉

同宿乃女年ゑ〳〵腫病と出ひて命を終んとするに湯あて
これ霊水なりと二四いまだ死て終しかば俄に起て口をまき
蛙乃大きさなる物吐出て病平ちまち全ふなり其外霊験を除くす
れども中ごろ衰ひ康元元年二月洛中に
振て番の僧乃に良薬のゆへ法人よりの水絶ふなりとなど
向後振く番水とのゝ中の決中練行完浄定まれども祈雨日
番れを乃に飛ふ満堂に上を利益ものなとてつる祈く験
験と又浄定一人基房没れとも祈中れ水はなる事なれば
人皆奇異乃ありしとなり

観音出現利生事

霊験記

観音出現利生事 當山に安置まします二尊像
観音乃数〳〵信仰して二世乃利益を祈り給ふ所に
ちんとありひ程ふる臨終定会に初ふ乃ひ人こゝろ起
ゆる我おゆ三尺乃十一面観音を刻まれたまふ
〳〵れ敬〳〵まれたまふ人乃ひ合せ給ふ
心急に伺〳〵祈り給ふ多利
観音乃願ひ叶んとする事或一人の修ひ観音乃霊験をく
ものゝ乃と信仰のあまり取ちまんと呼ひ時と霊ひ奉ひ我
ちに取ちとあり人〳〵と浄夜堂ほとりなる木の下に立ゑ

[illegible]寺ハ職堂大膳國延長年ヨリ取ル國[illegible]
青衣ノ女人現ゼル事毎年仏前中ニ八月十二日ノ夜上　[illegible]
[illegible]下結縁ノ為ニ各々ノ名帳ヲ捧ゲ感ル四[illegible]ヲ祈ル
第元年中ニ過去帳ヲトヽノヘ集慶トイフ僧ノ前ニ[illegible]
居ル女ヲ[illegible]ヲ問ヒ[illegible]
[illegible]青衣ノ女人ト名付ク今ハ[illegible]
鰐様ノ祟ニヨリテ[illegible]事四嘉二年二月九日
[illegible]中ニ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]

水引焼[illegible]ヲ[illegible]ニ下ハ[illegible]
焼[illegible]ル遺記ハ[illegible]
[illegible]事ヲトヽノヘ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]ノ[illegible]
乃[illegible]ヲ[illegible]
神人[illegible]ヲ[illegible]
當社ハ[illegible]
神名帳ノ春日大明神ヲトヽノヘ[illegible]
[illegible]諸神[illegible]

あらびなる事

二月雲乃信濃く罰ぜられる事 [illegible]中下七日二乃雲領山城
国親王の下用れのことありて親王乃爰に内侍を使一人差衣
乃事を具して遣はす 汝毎年信濃を祈て無事なる事を願
神妙なる公文上総房ゑ参して石審なんずるおもむきを
上総房より世ゝ[illegible]を尋ねて答ゑ
ず同年三月廿八日に 御書を見れば南都へ帰りて去二月雲
は参ぜずあまてを月社へ二ケ度まで参りて無事を祈
うちかづきするやうにそなて親王へ帰ゑ

月間乃祈願を僧一人差衣乃事を具して都の方へ
汝二月雲領乃法人をゑ差遣はされ罰をあ
食物めさん事を細かとゑ彼乃げ[illegible]ゑ
差めて種ゑ乃のたさぎて初めいでもかひなく七月ゑ食
物乃記
彼中毎月施食乃事ある下用彼市に住む病の粥食を
魚と煮て食ゑ乃ゑ遍身餓ゑ痩いでもきて痢病をゑう程なく
死ぬ子の童子でも片頬腫のゑりてはかふい拾ゑ事ゑ
又食雲の施食を取て他人ゑ痢病雲者乃ゑ食ん

昔痛を脱れしもの多し石塔の人い群がひ信心のあつい事を
ほめる事今に絶えずして云これ新たなり
美濃国寺田の人民庚寅天正を古儀とする事天文年中書写観音
像眞別とて不絶美濃国ふ所の人民武州国中志成励まし幾許
ひとり霊験して彼一村成敗を加へ名字と二月堂に出ぬ
庚儀しるし同十四年寺田の法人成願起意ふ立つの二月二
月ふ燈の料を粉多梅て二月堂へ奉る中すやう観音を納
ら梁渡流ひしふ金と失ひ手をとらるべし粉石粉の家も

中なる事拙る而僕六十に御坐候背世御事をなりと制慨慨
て牛玉に起請文を書て今より東大寺外儀とのんを拵邪
帰正をげ京中各奇異乃思ひ仏形観音を
寛文七丁未年二月十四日早朝より内海より出火して豊宇悉く焼
亡して猶大盛なる中小親長の像偏祝として立給ふ近村遠方の
弛年りて祝なる虹梁焼落る仏ひ観音の御前に高灯明を三
四尺牛上ゆらゆらけてごとくて四方に光輝して御身小傷るすく
大力人乃輝くものを冠ぶ人祝もれば群集れ諸人これ仏ゆえて度
うもあきらめ人で感涙す御身数孫豊産乃蓮花御と損ぜ根本

香水大中にあまぶをせもかかる老人こゝ[illegible]奇異無比[illegible]信仰まつく
[illegible]
[illegible]武天皇宸翰勅願真天子住金字華厳経[illegible]
筆[illegible]大[illegible]北兵庫住[illegible]住[illegible]大師彫刻の半丈等身尊
勝陀羅尼[illegible]板[illegible]厄[illegible]の中小[illegible]
迷く[illegible]同九年
[illegible]思ふ[illegible]後小[illegible]観音を拝見する人の幸福[illegible]
本何[illegible]人日比富貴の観音を信仰毎月十人と代和
ちむ寛文七年二月十三日南都に[illegible]
うべして親王二月堂の観音[illegible]

御建立[illegible]

[illegible]近村小寺未明より[illegible]良[illegible]
[illegible]中に[illegible]
[illegible]又諸人観音[illegible]
[illegible]勝陀羅尼[illegible]懐中して[illegible]
[illegible]病[illegible]痛[illegible]除き魔障悪鬼狐狸毒虫[illegible]
[illegible]懐中[illegible]供物[illegible]舎利[illegible]
霊験[illegible]人[illegible]

右[illegible]方の人[illegible]